

毎金だより

第16号

平成26年12月
発行



も く じ

P2-4 ▶ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

P5-6 ▶ 被用者年金制度の一元化について

P7-10 ▶ こんなときには届出を

P11 ▶ 年金相談窓口一覧

P12 ▶ ねんきんカレンダー

全国市町村職員共済組合連合会

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告



**「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」を
平成27年1月下旬にお送りします**

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

本年分の確定申告は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までの間に行うこととされています(所得税の還付についてはそれ以前から申告が可能です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください)。

◆所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成26年中に所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。
(以下はその代表的な例です。)

- ◆国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- ◆生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- ◆災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財などに損害を受けた方
- ◆住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- ◆一定額以上の医療費の支払いがある方
- ◆その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- ◆扶養親族等申告書を提出した後、年の中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- ◆65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

所得税の確定申告を行うには、「平成26年分 公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

◆所得税の確定申告を省略できる方

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略することができます。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。

所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

なお、公的年金等以外の所得金額のある方が、所得税の確定申告を省略すると、住民税の申告をお住まいの市区町村に行うことが必要となる場合があります。

住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■所得税の確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額を精算する場合は、所得税の確定申告を行うこととなります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。

平成26年分 公的年金等の源泉徴収票<見本>



源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

支 払 者		住所又は居 所		〒102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××	
氏 名		ネンキン タロウ		年金証書記号番号 86XX0000000001	
生 年 月 日		明 大 昭 年 月 日		* 15 6 28	
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
法第203条の3第1号適用分		円		円	
法第203条の3第2号適用分		1:471:600 円		1:609 円	
法第203条の3第3号適用分		円		円	
本 人		控除対象扶養親族の用者等		控除対象の人数	
有	無	特定	老人	その他	控除対象の人数
	*		人	人	人
				社会保険料の金額	
				円	
				0	
(摘要)					
支 払 者		所 在 地 東京都 千代田区 二番町 2番地			
名 称		全国市町村職員共済組合連合会			

源泉徴収票Q&A



Q1 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか？

A1 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害・遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。
なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療）担当課へお問い合わせください。
- 退職を支給事由とする年金を受給されている方へは、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。
なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q2 社会保険料の金額とは何ですか？

A2 各支給期に年金から控除された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です。
なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q3 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A3 この源泉徴収票には表示されていませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q4 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A4 共済組合にご連絡いただければ再交付いたしますが、大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

被用者年金制度の一元化について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(通称「被用者年金一元化法」)が平成24年8月10日に成立し、同年8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法は、被用者年金制度全体の公平性を確保し、安定性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマン等と同一化し、被用者年金各制度を厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除いて平成27年10月1日から施行されることとなります。

被用者年金一元化法は、平成27年10月1日の施行日以降に年金の受給権が発生する方を主な対象とした内容となっています。

平成27年10月1日以降に取扱いが変更となる主な事項は次のとおりです。

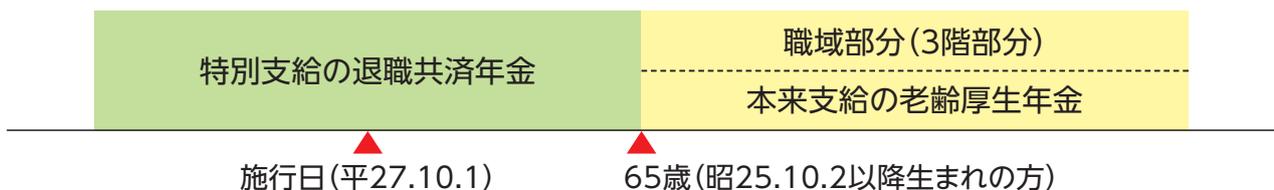


■ 主な変更内容

平成27年10月1日前に受給権が発生した共済年金については、原則として従前どおり支給されますが、主に次の方についての年金は変更が生じる場合があります。

1 特別支給の退職共済年金の受給権者の方(昭和25年10月2日以降に生まれた方)

現在受給されている「特別支給の退職共済年金」を受ける権利は65歳になると消滅します。65歳以降は「本来支給の退職共済年金」に切り替わりますが、昭和25年10月2日以降に生まれた方は65歳に到達する日が平成27年10月1日以降であるため、「本来支給の老齢厚生年金」として支給されます。



なお、すでに共済年金の受給権が発生している方の職域部分(3階部分)については、いまままでの年金額が保障されます。

ただし、物価等の変動による年金額の改定の影響はいままでと同様に受けることとなります。

※昭和25年10月1日以前に生まれた方(平成27年9月30日までに65歳に到達された方)は、65歳から「本来支給の退職共済年金」が支給されます。

2 厚生年金保険の被保険者等である退職共済年金の受給権者の方

退職共済年金受給権者が厚生年金保険の被保険者等となった場合^(注1)、「給与+退職共済年金の額」が「停止基準額」^(注2)を超えるときには、年金の全部または一部が停止となります。

「給与+退職共済年金の額」は、平成27年10月からはすべての年金額を合算して算出することとなります(例えば、老齢厚生年金を受給している方は、「給与+退職共済年金+老齢厚生年金」となります。)

また、「停止基準額」は、現在は共済年金制度と厚生年金保険制度で異なりますが、平成27年10月以降は厚生年金保険制度に合わせるることとなります。

退職共済年金の支給停止額が大きくなる方については、一定の配慮措置が設けられる予定です(詳細は今後公布される政令で定められます。)

なお、詳細については現在未確定であり、次号において再度案内させていただく予定としています。

注1 私立学校教職員共済に加入された方、国会議員及び地方議会議員、70歳以降も民間会社等で勤務される方を含みます。なお再任用フルタイム勤務の方も、平成27年10月以降、厚生年金保険の被保険者となります。

注2 停止基準額(46万円、28万円)は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

(現行)

46万円
(年齢にかかわらず)

(一元化後)

65歳未満 28万円

65歳以上 46万円

3 障害共済年金の受給権者の方

現在の共済年金制度では、障害共済年金の受給権者が組合員又は厚生年金の被保険者等である場合は、「給与+障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の額の全部または一部が停止されています。

厚生年金保険制度には同様の支給停止制度は設けられていないため、平成27年10月(実際の支払いは12月送金分)以降は、厚生年金保険制度に合わせて、組合員又は厚生年金の被保険者等である間であっても障害共済年金が支給されます(組合員である間については職域部分(3階部分)は停止されます。)

なお、現在支給停止中の方は、支給停止解除のため、障害等級の再認定が必要となる場合があります。再認定が必要な方には、個別に共済組合からお知らせする予定です。

4 遺族共済年金の受給権者の方

遺族共済年金は、受給できる遺族の順位が決まっており、先順位の方がいる場合は次順位の方には支給されません。ただし、先順位の方が死亡、結婚などで失権した場合には次順位の方に支給されます。これを転給制度といいます。

平成27年10月1日以降は、転給制度が厚生年金保険制度に合わせて廃止されるため、次順位の方の受給権は平成27年10月1日をもって消滅します(現に受給中の方は除きます。)



平成27年6月発行の『年金だより』(第17号)でも被用者年金一元化に関する記事を掲載する予定としています。

こんなときには届出を

各種用紙の請求や届出先等は、各都道府県の市町村・都市職員共済組合となります。



◆ **1**～**3**の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなることがあり、後日必ず返還していただくことになりますので、ご注意ください。

1 就職したとき・失業給付を受けようとするとき

◆ 公務員として再就職したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全部が支給停止になります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類…年金証書

なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。

◆ 民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

共済年金の年金受給権者(※1)が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に加入した日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類…年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

(※1) 退職共済年金、障害共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金の年金受給権者が対象となります。



◆ 議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があった場合は、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要がありますので、都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

◆雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の多少を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に関しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類…雇用保険法による給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類…雇用保険受給資格者証の写し

2 加給年金額対象者に異動があったとき

- 加給年金額対象者である配偶者が、次の年金を受給することとなったとき
 - ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
 - ・障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である子が婚姻または、養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など

- 提出の必要な書類…加給年金額対象者異動届書
(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)



◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したとき、または65歳前に繰上げて老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。

◆加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届書の提出が省略できます。ただし、年金の過払いが発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

◆老齢厚生年金にも加給年金額が加算されるときは、退職共済年金に加算された加給年金額は、その支給が停止となりますので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

3 遺族共済年金(※2)の受給権者が婚姻等したとき

遺族共済年金(※2)の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅します。

また、受給権者である子が他の方の養子になったときや、元組合員の養子であった受給権者が死後離縁をした場合も、遺族給付の受給権が消滅します。

該当した場合は、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※2) 遺族共済年金以外にも、遺族年金、通算遺族年金が該当します。

4 障害等級1級または2級の障害共済年金受給権者が婚姻等したとき

障害等級1級または2級の障害共済年金を受けている方については、婚姻等により、生計を共にする恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者を有することとなった場合、加給年金額が加算されます(※3)ので、各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

(※3) 加給年金額対象者となる配偶者が、次の年金を受給しているときは、加給年金額の支給が停止となります。

- ・退職共済年金、老齢厚生年金で、加入期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金
- ・障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金等)

5 氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

●提出の必要な書類：年金受給権者異動報告書

●上記の書類に添付する書類

…氏名変更の場合：年金証書(住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できない場合(※4)は、戸籍抄本の提出も必要となります。)

…住所変更の場合：住民票→**注意**(P10参照)

…受取金融機関変更の場合：口座名義および口座番号の確認できる

預金通帳の写し

(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は、不要です。)

(※4) 福島県東白川郡矢祭町にお住まいの方及び海外にお住まいの方等は、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容の確認ができません。

注意

- ◆住民基本台帳ネットワークシステムにおいて変更が確認できる場合、住所変更のみの届出は不要です(日本にお住まいの外国籍の方も、共済組合で住民票コードの確認ができない方を除き、平成25年11月より住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できるようになりました。)
- ◆共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムで住所変更の確認が取れるまでの間、旧住所あてに郵便物を送付することとなりますので、郵便局に転居届をご提出ください(届出から1年間、旧住所あての郵便物が新住所に転送されます。)
- ◆**電話番号を変更された場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更された旨を各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。**

6 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき(平成26年4月1日から)

年金受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出を行う必要があります。

その後、共済組合から年金受給権者ご本人宛てに現況届を送付し、現況届が共済組合に提出された場合は年金の支給が継続されますが、現況届の提出がされない場合は年金の支給が一時差止めとなります。

●提出の必要な書類…年金受給権者所在不明届出書

もしご本人が亡くなられたとき

▶遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害(障害等級3級の場合を除く。)(※5)の共済年金受給権者が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)(※6)がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

注) 遺族共済年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止となることがあります。

(※5) 障害等級3級の場合であっても、65歳未満の方は、亡くなられた原因により該当することがあります。

(※6) 子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方、または障害等級1、2級の方に限ります。



▶年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいない場合または遺族の共済年金受給権者が亡くなられた場合は、年金の受給権が消滅します。**年金の過払い金や未払い分の給付が発生する可能性がありますので、電話等にて各都道府県の市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。**

年金相談窓口一覧

(平成26年10月現在)

共済組合名	TEL
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-5262
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-622-0573
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-228-6193
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154

共済組合名	TEL
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6681
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	TEL
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連合会	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

ねんきんカレンダー

平成26年
12月

平成27年
12月

までの予定です

時 期	定期支給関係	そ の 他	
平成26年	12月 中旬まで	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月 15日(月)	年金支給日(10月・11月分)※2	
平成27年	1月 下旬	平成26年分「源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。	
	2月 13日(金)	年金支給日(12月・1月分)※2	平成26年分 確定申告開始 (2月16日～3月16日)
	4月 15日(水)	年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月 中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月 15日(月)	年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月 14日(金)	年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月 1日(木)		被用者年金制度の一元化
	10月 15日(木)	年金支給日(8月・9月分)※2	平成28年分「扶養親族等申告書」を お送りします(10月～11月頃)。
	12月 中旬まで	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月 15日(火)	年金支給日(10月・11月分)※2	

- ※1 **【年金支払通知書】** は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

！ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

メールアドレス：nenkinkikaku@shichousonren.or.jp



年金だより

第16号 平成26年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <http://www.shichousonren.or.jp/>